

「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会 第2次中間とりまとめ」
に当たっての座長談話

平成29年12月18日

医療従事者の需給に関する検討会

医師需給分科会座長

片峰 茂

本分科会における医師偏在対策にかかる議論は、昨年6月の第1次中間とりまとめにおける「全体の医師数の増加だけでは、地域や診療科における医師不足の解消にはつながっていない」との指摘を受けたものである。昨年秋検討すべき論点の洗い出しを行った後、1年近い休止期間を挟むという異例の経過を辿ったが、今般一定の結論に達したため第2次中間まとめとして公表することとなった。内容的には、過去の医師偏在対策の定量的評価やアンケート調査結果など客観的事実に基づく議論を行ったこと、医師偏在により医療から疎外されてきた国民（被保険者）の視点、対策の実効性を担保するための地方行政の責任と権限の強化の必要性、地域の外来医療の偏在問題など、従来にないいくつかの新たな観点を取り入れた議論をおこなったことが特徴であり、結果としてこれまでの医師偏在対策とは一線を画する実効性の期待できる提言内容となった。多様な背景を有する分科会構成員が、医師偏在対策の緊急性を共有して真摯かつ生産的な議論を行った成果である。

重要なメッセージの一つは、客観的事実に基づき実効性のある医師偏在対策を講じる点である。今回、地元出身者が医学部卒業後長期にわたって高い地元定着率を示すという調査結果に基づき、医学部入学枠に地元出身者枠の設定・増員を要請する仕組みの新設を提言したことはその一例である。今後は、医師偏在対策に資する詳細な客観的データが飛躍的に整備され、都道府県行政や医師・医療機関に提供されることになるため、迅速かつ的確な対策の立案・実施とその評価のPDCAサイクルが機能することが期待される。とくに、今回は今後の課題として論点の記載に止めた（1）専門研修における都道府県別定員設定、（2）認定医師の医療機関管理者としての評価、（3）無床診療所開設に対する制度的枠組みの導入の3項目に関しては、今後得られることになる客観的データに基づき、可及的速やかにより踏み込んだ対策が検討されるべきである。とくに（2）に関しては、複数の構成員から、実効性の観点から対象機関を診療所を含めた全ての医療機関に拡大すべきとの強い意見が出されたことを付言しておく。

また、「医師確保計画」の策定や地域医療対策協議会、地域医療支援センター等の機能強化を通して、医師偏在対策の主体としての都道府県の責任と権限が明記されたことも大きなメッセージである。都道府県が、医学部地元出身者枠の設定を要請し、臨床研修病院の指定及び定員設定、新専門医研修プログラム等についての意見を述べる仕組みが法定化されるとともに、都道府県は「医師確保計画」による医師の適正配置や医師の労働環境整備

及び医師キャリア形成の質保証等においても大きな責任を負うことになる。国との連携、県境を越えた自治体間の連携、そして地域の医師養成機関（大学・大学病院等）との有機的連携が不可欠となるとともに、各都道府県の医療行政能力の向上が対策の実効性を確保するために喫緊の要であり、国による適切な支援が望まれる。

もう一つの特徴は、これまでの医師の自由意志を尊重した医師偏在対策から一步を踏み出し、地域医療に携わる医師（認定医師）へのインセンティブを講じるとともに、地域の医師配置に関する都道府県の権限を強化するなど新たな制度的枠組みを提案したことである。検討会では、このことが医師の自主的なキャリア形成を規制し疎外するのではないかと懸念も表明されたが、これまでの経緯の反省と医師不足地域の被保険者が蒙り続ける不利益是正の視点から、社会システムとして最低限の調整制度を導入することで合意が得られた。要は、医師の志やキャリアパスに関する自主性と医師偏在対策の両立を図ることが肝心であり、地域医療機関における医師労働環境・研修環境の整備や医学教育をとおして医師の行動変容を促すべく行政、医療機関、医育機関等さまざまな関係者の連携による持続的かつ実効性のある取組が不可欠である。

このように、これまでになかった新たな提案を盛り込んだ本中間まとめが、今後可及的速やかに上部の審議会の議に付され、実効性のある医師偏在対策の実施につながることを期待したい。また、本検討会としては今回の議論の成果を、来年から開始する平成32年度以降の医師需給方針策定に向けた議論に実効的に連動させていく予定である。